

令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち
新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業

労災保険特別加入促進に係る優良事例集

株式会社クニ工
令和3年3月

QUNIE

労災保険特別加入促進に係る優良事例集

目次

農業分野

保険・農

1

えちご上越農業協同組合

事故防止対策とあわせた法人・任意組織等への労災加入促進

p. 3

保険・農

2

JAグループ大分労働保険事務組合

中央会にて労働保険事務組合を設置し、広域での労災加入体制を整備

p. 4

保険・農

3

神奈川県農業協同組合中央会

特別加入団体の事務効率化支援と、窓口を活用した事故情報の
収集・分析

p. 5

林業分野

保険・林

1

八女林業組合

労災保険未加入者への呼びかけと保険料補助

p. 6

保険・林

2

宮崎県

労災保険特別加入制度及び特殊健康診断実施費用の一部助成

p. 7

保険・林

3

福島県

県内一人親方事務組合の加入者への保険料補助

p. 8

漁業分野

保険・漁

1

鶴川漁協漁業者労災保険加入組合

民間保険との組み合わせにより、保険料を抑えながら幅広い補償を実現

p. 9

保険・漁

2

御宿岩和田漁業協同組合

漁協職員による特別加入団体の設立と労災加入文化の醸成

p. 10



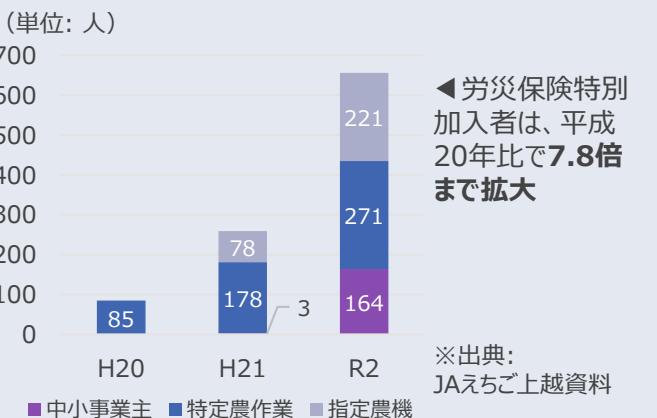
取組のキーワード

- ✓ 労災種類を拡大
- ✓ 雇用者への呼びかけを強化
- ✓ 説明会の開催

取組年表

H21	農業経営サポートセンターの設置 労働保険事務組合となり、新たに指定農機・中小事業主向けの特別加入の取扱を開始
～現在	労災制度に関する説明会開催や、農作業安全対策とあわせた加入促進の実施

特別加入者数の推移



取組の概要

背景

- 過去発生した農業法人における農作業事故を契機に、事故防止の取組とあわせて、雇用のある事業体を中心とした対策に着手。

取組内容

<取り扱う労災特別加入の種類を拡大>

- 平成21年に「農業経営サポートセンター」をJA内に新設し、担い手支援等とあわせ、労働保険事務組合業務を実施。従来より扱っていた特定農作業従事者に加え、指定農業機械作業従事者、また従来は県中央会で実施していた中小事業主向け労災も新たに取り扱うこととした。
- 雇用者がいる組織では事故発生時に雇用責任を問われるなどをふまえ、特に新規設立法人組織に対する確実な労災加入手続の実施や、労災加入の義務付けがない任意組織（常時雇用5人未満）などへの特別加入の呼びかけを強化。
- 事故が発生した際に、その事故発生事実や状況等を把握することで、農作業安全の対策検討にも活用している。

成果

<労災特別加入の促進に向けた説明会等の実施>

- 労災特別加入制度に関する説明会を農業者が参加しやすい夜間などに開催し、制度理解を深めるとともに、農作業安全講習会やJA広報誌などでも周知、呼びかけ。
- 事故発生時の影響として、労働基準監督署からの検証内容や、経営への影響などを周知・呼びかけ、補償の手厚い労災保険の重要性を訴求。

今後の展開

- H20時点で85名（特定農作業従事者）であった特別加入者は、R2時点で656名（中小事業主164名、特定農作業271名、指定農機221名）まで拡大。
- 労災特別加入はいまだ認知度が低く、幅広い農業者への認知度向上が望まれる。

JAグループ大分労働保険事務組合

中央会にて労働保険事務組合を設置し、広域での労災加入体制を整備



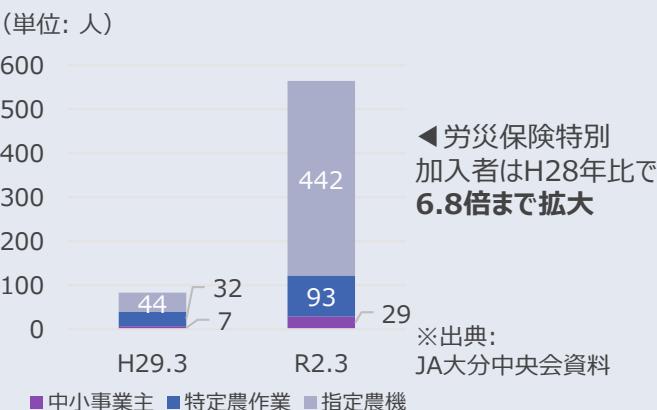
取組のキーワード

- ✓ 戸別訪問
- ✓ 農作業安全講習との連携
- ✓ 事故情報の共有・活用

取組年表

H28.9	JA大分中央会にて労働保険事務組合を設置
H28-	農作業安全講習会を開催（年2回）

特別加入者数の推移



取組の概要

背景

- 農作業事故の発生状況や組合員へのアンケート結果、高齢化の状況等をふまえ、広域での労災保険加入体制の整備を行うこととした。
- JA大分中央会において、H28.9より労働保険事務組合を設立し、県内全域への対応を開始。従来一部のJAにて実施していた特別加入団体業務についても移管を行った。

取組内容

<担い手センターの戸別訪問による加入促進>

- 県中央会よりJAに常駐する担い手センターが、担い手戸別訪問の際に労災未加入者に対する推進を実施。
- 各制度の補償範囲や品目別のリスクをふまえ、加入区分を提案。例えば稻作・畑作では負担の少ない指定農機を中心とした推進を実施。

<農作業安全講習会における加入促進>

- 年に2回ほど農作業安全講習会にて、GAP取組事項をベースにした作業安全の取組を研修。その際、事故リスクや事故発生時の労災の必要性についても伝える。

<事故情報の共有・活用>

- 労災窓口を活用して、得られた事故情報を年に1度一覧化し、総会の場や加入者への郵送などにより共有、啓発。

<体制面>

- 顧問社労士との連携体制を構築し、請求書作成事務を委託することで、労災申請に関する専門的な知見を補完。

成果

- 労働保険事務組合設立以来、急速に特別加入者数を増やしており、H28年比で500名超の純増となっている。
- 農作業安全講習会では、H28年以来、約700名の参加。

今後の展開

- GAPの取組奨励による作業安全の推進とあわせた、労災加入への取組の加速化。



取組のキーワード

- ✓ 資材作成支援
- ✓ 特別加入団体間情報共有
- ✓ 事故情報収集・分析支援

毎年の取組

1月頃 1-3月	県下JA農業労災保険担当者意見交換会 労災加入推進月間の設定と周知 (左記期間は任意。JAの取組に応じて適時推進する)
4月頃	県下JAに対し、労災適用事故件数調査
6-7月	県下JAに対し、加入者数の調査
10月頃	県下JAに対し調査結果のフィードバック

加入者証、パンフレット



▲労災特別加入 加入者証

▲労災特別加入制度
パンフレット

取組の概要

背景

- 県下全JAが特別加入団体となっており、JAの事務効率化やノウハウ共有へ県中央会にて対応。

取組内容

<加入申込書や加入者証等の資材作成>

- 県下全JAにおいて、毎年一定期間（1～3月など）を労災加入促進推進期間に定め、広報誌掲載や研修会における資材配布などを通じて加入促進を実践。
- 労災特別加入にかかるパンフレット、加入申告書、加入者証、Q&Aなどの資材ひな形を県中央会にて作成し、共同印刷も行うことで、**JAの事務負担を軽減**。

<特別加入団体間の情報共有の促進>

- 毎年特別加入団体である県下JAの労災保険担当者による意見交換会を開催し、**特別加入団体の実務について情報共有等、意見交換を行っている**。

<各JAにおける事故情報収集・分析に対する支援>

- 労災窓口を活用し、労災の請求時に事故データを収集している。県域にて共通の分析項目を定め、各JA及び県域で毎年集計し結果をフィードバック。
- 県域の傾向と比較することにより、各JAで、自身の地域の事故発生傾向を把握し、対策に活かすPDCAの実践を呼びかけている。

成果

- 労災特別加入率（特別加入者数／農業就業人口）は、H31時点で、全国平均7%に対し、神奈川県域25%と高い水準にある。

今後の展開

- 特別加入団体の業務に関するノウハウの蓄積や効率化などが課題となっており、これらへの対応が期待される。



取組のキーワード

- ✓ 未加入者への呼びかけ
- ✓ 保険料補助

取組年表

H14 八女森林組合から事務局を立ち上げ

- ・八女森林組合から請け負う一人親方は全員加入
- ・八女地域（福岡県）の一人親方・自伐林家であれば加入可能
- ・毎年1、5、9月に安全講習会を実施

保険料負担額について（例）

*¹ 4月加入の場合

給付基礎日額	年間保険料* ¹ (林業労災保険率 52/1000)	月額保険料
5,000円	94,900円	約7,900円
10,000円	189,800円	約15,800円

組合・市の補助で5,900円程度

取組の概要	
背景	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福岡県全域で、森林組合からの請負では労災加入を求める動きがあり、それに合わせてH14から労災加入の事務手続きを開始。当時、従事者約200人のうち140人ほどが加入。林研への働きかけや、補助事業の森林所有者による申請履歴を活用して自伐林家を把握し、これまでも労災加入を促進してきた。
取組内容	<p><一人親方の家族や季節雇用者への労災加入促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 以前、組合に請負している林業従事者に労災加入に関する一斉調査を実施。労災加入していない従事者がいれば、呼びかけている。 ■ 一時的に林業を手伝う一人親方の家族（奥様など）が労災保険に入っていないケースがあるため、安全講習会の参加者に啓発。<u>加入者のご家族が新たに林業に従事すると耳にすれば、加入を呼びかけている</u>。また親子で林業に従事すること多く、父親が加入していれば息子も必ず入るように促進している。 <p><保険料の補助></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料の負担をできるだけ少なくするために、組合から10%、八女市から15%の保険料補助を出している。 ■ 林業では休業補償を考えると10,000円が給付基礎日額の相場とされているが、病院代・治療代を無料で受けるための保険としての利用に力点を置くことで負担額を抑える方針を推奨。実質の日額設定は5,000円程度の方が多い。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在、加入者は80人。うち、8～9割が組合の仕事を請負、1～2割は個人的に仕事を見つけて従事。自伐林家のうち、7割近くは加入していると思われる。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労災に入ることで安心して仕事ができる。引き続き森林組合が一人親方との関係を密にし、サポートすることで林業の活性化に繋げる。

労災保険特別加入制度及び特殊健康診断実施費用の一部助成



取組のキーワード

- ✓ 保険料補助
- ✓ 特殊健康診断費用の助成

取組年表

S54	特殊健康診断実施費用の一部助成を開始
H13	労災保険特別加入制度や及び林業退職金共済制度掛金の一部助成を開始

補助金算定式

保険料助成額: 18,000円/人・年

給付基礎日額4,000円×365日
 $\times 52 / 1,000 \times 1/4$
= 18,000円（千円未満切捨）
※財政力指数が県平均より高い市町村
（5市町）は1,000円減額。
※実際の給付基礎日額に関わらず上記金額を助成

特殊健康診断費用助成額: 405,000円

(受診費用7,600円 + 事務費500円) × 50人
= 405,000円
※このうちの約半分の202,000円については、国の交付金を活用

取組の概要

背景

- S54年、チェーンソー等振動機械の使用による振動障害認定者の増加が全国的にも問題となつておる（当時宮崎県においても最多の98名が認定）、特殊健康診断実施費用の一部助成を開始。
- H13年度より、自営林家や一人親方等の労災保険特別加入制度の対象となる任意組合に対し、県の補助金額と同額以上助成する市町村への定額助成を開始。

取組内容

<県内の保険料助成を実施する市町村に対する補助>

- 県補助金と同額以上を補助する市町村に限定し、18,000円/人・年を補助。
- 県内の代表的な一人親方事務組合として、旧市町村単位の一部地域を対象とする2組合が設立されており、いずれも森林組合内に事務局がある。2組合ともに助成金は一人親方等の保険料掛金に充当している。

<振動障害に係る特殊健康診断を実施する林災防宮崎県支部への定額助成>

- 自伐林家や一人親方を補助対象者とする国庫補助事業。なお、雇用労働者を対象した健康診断についても、別途S54年度より県の単独事業として実施している。
- 昨年度実績では、1人当たりの受診費用6,930円に対する受診者の負担金は1,700円となっており、より受診しやすい環境が整備されている。
- 労災保険の加入や特殊健康診断の受診などの周知は、森林組合や安全衛生普及指導研修等の機会を通じて行われている。

成果

- 保険料補助実績は、H13～17年度は2市町村、H18年度以降は4市町村。対象者数はH14年度以降延べ764人（H13年度は不明）。
- 健康診断の受診者数は、直近の5ヶ年で増加傾向。（H27: 35人→R1: 57人）

今後の展開

- 労災保険の助成について、一部の市町村では現在の取組が一部地域（合併前の一部市町村のみ）に限定されているため、他の地域へも広めたいとの意見がある。



取組のキーワード

保険料補助

取組年表

H6- 森林整備担い手対策基金事業の実施

申請書様式

申 請 者	(1) 林業一人親方事務組合名	
	(2) 所在地	
	(3) 代表者氏名	印
	(4) 電話番号	
	(5) 健保書類の有無	労働保険確定保険料申告書(有・無)
申 請 内 容	(1) 労災保険第2種特別加入被保険者数	人
	(2) 保険料算定基礎額	千円
	(3) 保険料率(平成、平成)	/100
	(4) 保険料	円
	(5) 補助対象被保険者数	人
	(6) 補助対象保険料算定基礎額	円
	(7) 補助対象保険料	円
	(8) 補助金交付申請額(7)×1/2以内	円
支 給 額	補助対象条件の有無	有 - 無
	支給額	円×1/2=円

▲事務組合が提出する交付申請書

1/2補助

取組の概要

背景

- 福島県の森林整備担い手の安定的な育成・確保を図り、林業生産活動の活性化や森林の適正な整備の推進による森林の公益的機能の発揮を目的として「森林整備担い手対策基金」を設立。
- 基金事業として、「新規参入等の促進に関する事業」、「労働条件の改善に関する事業」、「林業労働の充実強化に関する事業」、「労働安全の確保に関する事業」を実施。

取組内容

<県内の労災保険特別加入者に対する保険料補助>

- 「労働条件の改善に関する事業」の中で、社会保障充実強化事業を実施。**林業一人親方の就労条件向上を図るため、労災保険第2種特別加入掛金の一部を助成。**
- 毎年、前年4月1日から当年3月31日の1年間を対象に**掛金の1/2以内を補助**。ただし、給付基礎日額6,000円を上限とする。
※給付基礎日額6,000円、4月加入の場合、月額保険料は9,490円
- ・交付申請時、林業一人親方事務組合の構成員であること。
・福島県内に居住する者で、森林整備の担い手となる現場労働者であること。
・前年度途中で林業一人親方事務組合を脱退していないこと。
・前年度の納付実績が6ヶ月以上あること
これらの条件を満たす林業一人親方が対象。
※福島県労働局によると、県内の事務組合はいわき地域に2件、白河地域に2件、郡山地域に1件。すべての事務組合が地域限定ではなく、他地域から加入するケースもある。

成果

- ここ数年、助成対象者は150名程度で推移。

今後の展開

- 引き続き森林整備担い手の安定的な確保・育成に向けた取組を継続。

鵠川漁協漁業者労災保険加入組合

民間保険との組み合わせにより、保険料を抑えながら幅広い補償を実現



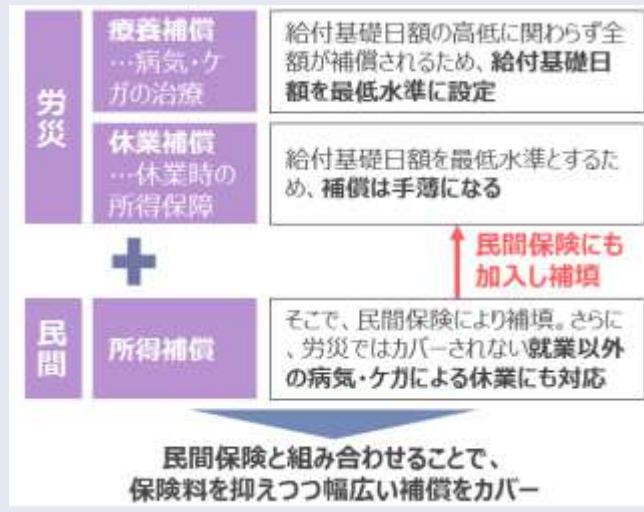
取組のキーワード

- ✓ 民間保険との最適な組み合わせ提案
- ✓ 戸別訪問による加入促進

取組年表

-H27 管内で3ヶ年連続で漁船の衝突事故が発生
H28 「鵠川漁協漁業者労災保険加入組合」を設立

保険の組み合わせイメージ



取組の概要

背景

- 鵠川漁協管内では、過去に3ヶ年連続で漁船の衝突事故が発生し、組合員の中で安全に対する危機意識が高まっていた。
- 平成27年以前、特別加入団体は設立されておらず、1人親方や家族操業の漁業者に対する病気・ケガ等の補償が手薄い現状。

取組内容

<民間保険との組み合わせ>

- 漁船自営業者の保険料率は45/1000と、他産業と比較し高水準であり、給付基礎日額を高額に設定すると漁業者への負担が大きい。一方、療養補償給付は、給付基礎日額の高低に関わらず全額補償されることをふまえ、給付基礎日額を最低額の3,500円（月額）として、その分手薄になる休業補償を、民間の所得補償保険に加入することで、保険料を抑えつつ、手厚い補償^{*1}を得られる組み合わせを組合員に提案。

^{*1} 労災保険の休業補償は就業時の病気・ケガに起因するものに限定するが、民間保険は就業外の病気・ケガによるものでも対象となる。

成果

- 正組合員60名中労災保険の加入者は33名であり、加入率は55%と高水準。
- 病気・ケガといった万が一の時も治療に専念できる、心理的な安心感が生まれた。

今後の展開

- 引き続き加入促進に取り組む。

御宿岩和田漁業協同組合

漁協職員による特別加入団体の設立と労災加入文化の醸成



取組のキーワード

- ✓ 給付基礎日額の少額設定
推進
- ✓ 加入文化を醸成

取組年表

- S40- 「御宿町職工組合」、「夷隅溶接工業会」発足
 S45 「御宿町小型船組合」発足
 S54 「岩和田小型船主会」発足
 H13 御宿町漁協と岩和田漁協が合併し、御宿岩和田漁協設立
 →漁協は合併したが、特別加入団体はそれぞれ残る

漁協情報

所在地: 千葉県
 主な漁法: 立て縄漁、刺し網漁
 主な漁獲種: キンメダイ、カレイ、アワビ、サザエ
 組合員数: 正・准計346名（2020年3月時点）



取組の概要

- 昭和40年代、当漁協管内では転倒による怪我や漁労中の無理な体勢等による関節の怪我が多く発生していた。
 ■ また、一人親方や家族経営の漁業者は、他産業では当たり前の労災保険に加入できないことを疑問に思っていた。

背景

<設立の経緯>

- 昭和40年代、御宿町漁協に勤めていた社会保険労務士資格を有する山田氏は、過去に建設業者の特別加入団体「御宿町職工組合」や溶接工の特別加入団体「夷隅溶接工業会」を発足した経験を活かし、昭和45年に「御宿町小型船組合」を設立。
 ■ その後岩和田漁協に移り、特別加入団体「岩和田小型船主会」も発足。社会保険労務士に外部委託していた労災保険事務も当船主会で引き取った。

取組内容

<給付基礎日額を抑えた推進、文化の醸成>

- 特別加入団体発足後、組合員への説明会を実施。JF共済の乗組員厚生共済（ノリコー）は労災時の上積み保障であり、労災保険は基礎保障という位置づけの下、組合員への加入を推進。
 ■ 漁業は危険率が高く保険料が相対的に高価になるが、給付基礎日額を少額に設定することで保険料を抑えるように勧めている。
 ■ 組合員との距離が近く、信頼関係も強固であったことから、ほとんどの漁業者が賛成し加入した。

成果

- 2020年10月時点で、御宿船主会で10名、岩和田船主会で32名が加入。海女等の季節従事者を除き、加入率はほぼ100%を維持している。
 ■ 世代交代や事業継承時にも労災の加入促進が自然な流れとなっており、労災特別加入は当たり前という文化が醸成された。

今後の展開

- 引き続き組合員の労災加入を推進する。